

新座市分譲マンション耐震助成制度のご案内

新座市では分譲マンションの管理組合に対し、
耐震診断・耐震改修等の費用を一部助成しています。

皆さんのマンションは
大丈夫？



大地震が起きても
安心できる住まいへ!!

助成事業	対象建物等の要件	補助額
耐震診断	<ul style="list-style-type: none">昭和56年5月31日以前に着工したもの管理組合で診断を行う決議がされたもの市税等の滞納がないこと	①診断費の2/3 ②戸数×5万円 ①、②のうち少ない額 上限150万円
耐震改修	<ul style="list-style-type: none">上記の条件耐震診断で構造耐震指標が0.6未満のもの構造耐震指標を0.6以上に改修するもの	①改修費の1/3 ②戸数×30万円 ①、②のうち少ない額 上限500万円

補助に際しての注意

- ☆耐震診断・耐震改修の実施前の申請が必要になります。
- ☆耐震改修を行う前に耐震診断が必要です。
- ☆補助に際しては、上記の他に各種諸要件がございます。

お知らせ

- ・「マンション敷地売却制度」が新たに導入され、市から耐震性能不足と認定されたマンションは区分所有者の4/5以上の賛成があれば、解体及び敷地売却ができます。
- ・敷地売却後に新たに建築されるマンションなどで、一定の空地・敷地面積を有し、周辺環境に配慮したものは、市の許可のもと、容積率の緩和特例を受けることができます。

お問合せ

048-477-4519
建築審査課 住宅係

分譲マンションにお住まいの方に対するその他の制度・事業

マンション管理等相談事業

新座市では月に一度マンション管理士の方に直接相談ができる、相談窓口を開設しています。
マンションの管理等で相談がある方はお問合せ先までお問合せください。

【相談日時】 毎月第三火曜日（祝日の場合は翌週）
午後1時30分～4時30分まで
※相談は事前予約が必要です。

【場所】 新座市役所 本庁舎3階 建築審査課